

「The 2009 ILST Conference on Innovation, Competition and Regulation」参加レポート

劉 曉 倩

(北海道大学大学院法学研究科

グローバルCOE研究員)

2009年12月3日(木)・4日(金)の2日間にわたり、台湾・新竹市に所在する国立清華大学科技法律研究所において「The 2009 ILST Conference on Innovation, Competition and Regulation」が開催された。同カンファレンスは、国立清華大学科技法律研究所の主催の下で、同大学人文社会研究センター、台湾行政院国家科学委員会、台湾經濟部通信産業發展推進グループ、台湾智慧財産局および台湾行政院公平交易委員会の協賛にかかるものである。本学大学院法学研究科からは、田村善之教授と Branislav Hazucha 助教が招聘報告者として同カンファレンスに参加した。

同カンファレンスには、台湾、シンガポールおよび香港の主要大学の知的財産法の研究者に加え、ヨーロッパからは、ドイツ Max Planck 知的財産法・競争法・税法研究所所長 Reto M. Hilty 教授、スイス Zurich 大学 EU 法研究所所長および情報通信法センター長 Rolf H. Weber 教授、ドイツ Bremen 大学の Heinz Goddar 名誉教授等も招聘報告者として参加した。今回のカンファレンスは、「イノベーション、競争および規制 (Innovation, Competition and Regulation)」という大きな論題の下、「科学技術の発展と憲法の価値」、「情報社会と刑法による規制」、「生物医学に関する倫理問題・法律および社会に対する影響」、「技術のイノベーション、国際貿易および競争政策」、「知的財産権と情報通信技術」、「知的財産権と生物医学」の6つのセッションに分けて実施された。総計20名の報告者のプレゼンテーションの後、活発かつ高度な議論がなされた。

田村善之教授は、二日目の第2セッション「知的財産権と生物医学」にて、「The Relationship Between the Structure of Innovation and Patent Policy」と題して報告を行った。同報告はまず、バイオテクノロジーに関しては、当初こそ ESTs (Expressed Sequence Tags) や cDNA (complementary DNA) に

ついて用途が定まらない段階で特許を付与する特許実務が米国で先行したために、アンチコモنزの問題が叫ばれた。しかし、現在では、日米欧の3極会議を経て、そのような早きに過ぎる特許の付与は否定するというのが審査実務の趨勢となっており、少なくとも日本では、業界の問題関心は、遺伝子断片に関する特許ではなく、むしろ汎用性のあるリサーチ・ツールに基づく特許・コントロール対策に移行した感があると指摘した。そうした経緯を踏まえ、同報告は、何を定めるのかという実体的な問題とともに、ときとしてはそれ以上に、誰が決めるのかというプロセスの問題も知的財産法においては肝要だということを強調し、より良い特許政策を実現するための市場、立法、行政、司法による多元的な役割分担の可能性を模索した。結論として、創薬産業におけるベンチャーとメジャーの分業体制という市場が生み出した知恵を歪曲させないためには、定型的にベンチャーからメジャーに取引される程度にまで創薬情報が具体化した段階で、特許の付与を認めるべきであるという提言を行う一方で、汎用性のあるリサーチ・ツールに関しては、製薬会社の関係特殊な投資に起因するホールド・アップ問題と、自らは製薬に従事するわけではない特許権者との間における地位の非対称性が組み合わさった結果、市場が失敗する特許・コントロール問題対策として、差止請求を棄却するという形での司法等による法的な介入を推奨した。

また、Branislav Hazucha助教は、二日目の第1セッション「知的財産権と情報通信技術」にて、「Intellectual Property and Info-Communication Technologies -Between Supporting and Stifling of Innovation and Technological Progress-」と題する報告を行った。同報告は、20世紀末期から21世紀の初頭にかけて、情報通信技術の進歩により、個々のユーザーがそうした技術を利用して新しい形態の著作物を創出し、それを生産・頒布する巨大な可能性がうまれていることを踏まえ、知的財産権、特に特許権は、このような情報通信技術のイノベーションを支えるものとして考えられている一方で、知的財産権は当該分野の技術の進歩を阻害し、しかもそれが長期的にわたるおそれすらあるという反論もまた、有力に為されていると指摘した。このことに鑑み、同報告は、特許および著作権によって情報通信技術分野の革新と技術の進歩にもたらされる障害となるものは何かについて検討した。

今回、台湾の国立清華大学で開催されたカンファレンスへの参加を通じ、特に台湾の知的財産法の若手研究者が、積極的に英語による論文を発表し、大型の国際シンポジウムに意欲的に参加し、また英語で自らの見解を述べる姿勢に非常に深い印象を受けた。

最後に、我々一行を温かく迎えてくださった清華大学科技法律研究所所長彭心儀教授、台北大学法律学院李素華助理教授並びに清華大学科技法律研究所の学生およびスタッフに厚く感謝の意を表したい。

国際シンポジウム「国境を越える紛争と知的財産権」レポート

安藤和宏

(北海道大学大学院法学研究科特任教授)

2010年1月22日(金)・23日(土)、国際シンポジウム「国境を越える紛争と知的財産権」が本学にて開催された。

今回のシンポジウムは、近年、知的財産法と国際私法の交錯領域として注目を集めている国境を越えた知的財産権紛争をテーマに、ドイツのBOEHMERT & BOEHMERT法律事務所・パートナーであるHeinz Goddar教授、駒田泰土・上智大学法学部准教授、本学大学院法学研究科からは、田村善之教授(本拠点リーダー・情報法政策学研究センター長)、嶋拓哉教授、比良友佳理氏(修士課程1年)がそれぞれ報告を行った。各報告後には、フロアから活発なディスカッションがなされた。以下では、シンポジウムの概要をまとめる。

第1日目のセッションでは、嶋拓哉教授より、「日本における中国著作権侵害にかかる準拠法とその適用について—テレビドラマ『苦菜花』事件—」というタイトルで報告が行われた。本報告では、日本における中国著作権に対する侵害行為が問題となった東京地判平成21年4月30日の評釈を取り扱った(なお、控訴審判決[知財高判平成21年10月28日]でも、本判決の判断は維持されている)。この事案では、従来の判例の流れを踏襲し、①中国著作権侵害に基づく差止請求と損害賠償請求について、それぞれ別個に性質決定を行った上で、②前者の差止請求に関しては、ベルヌ条約5条2項後段に基づき「保護国法」たる日本法を準拠法として指定したほか、後者の損害賠償請求に関しては、我が国国際私法(法例11条)に基づき不法行為地法たる日本法を準拠法と指定している。報告者の私見として、①の論点については、本判決の見解に賛同し得ず、差止請求と損害賠償請求を一括して性質決定すべきとする一方、②の論点についてはベルヌ

条約5条2項後段を抵触規定と位置付ける本判決の立場を支持する旨の見解が示された。

質疑応答においては、特にベルヌ条約5条2項後段の位置付け及び解釈を巡り参加者から報告者とは異なる意見が示されるなど、有意義な討論が展開された。

次に田村善之教授より、「Google Book Search 和解案の光と影」というタイトルで以下の内容の報告が行われた。グーグルブック和解案について、インターネット時代を迎えて大量に著作物を複製送信することが可能となっているのに対して、個別的な著作権の権利処理を前提とする現行著作権法の枠組みは、特に権利者の所在が不明の孤児著作物について顕著となっている。しかし、著作権の政策形成過程の構造上、立法による解決には限界がある。そのようななか、本報告は、グーグルブック和解案は、クラスアクションを利用して実質的には著作権法のデフォルト・ルールを変更し、絶版ないし市販されていない著作物等について権利者が手続きをとらない限り全文表示を可能とする制度を提案しており、私的な秩序形成として注目される、と評価しつつ、もっとも、自然独占となる可能性が見込まれる以上、そのサービスに対しては何らかの公的な規制が必要となろう、と警鐘を鳴らした。

最後に駒田泰土准教授により、「著作権侵害に係るクラスアクションの国際私法/国際民事訴訟法的位置づけ—グーグルブック訴訟を契機として」というタイトルで以下の内容の報告が行われた。報告者は、米国裁判所においていわゆるグーグルブック訴訟が係属していることに鑑み、著作権侵害に係るクラスアクションの我が国国際私法・国際民法上の影響を論じた。その際、そもそもクラスアクションに関する斯学の研究が我が国では十分であるとはいえないため、適宜ドイツにおける議論を参照した。その結果、一般論としてクラスアクション上の和解も我が国民法118条にいう「判決」に含まれ、承認の対象となり得ること、グーグルブック事件の場合は(メディアキャンペーン等を利用した被告に対する)和解の強制という面よりも、代表原告・被告間の馴れ合いの面があり、その承認適格は主に被代表原告に対する手続保障の程度(手続的公序違反の有無)に

依存すること、その程度如何によっては（被代表原告ごとの）部分承認も考えられること、我が国における新聞広告でも（公示送達を適式な送達から除外する）民訴法118条2号の趣旨に照らし、相当な通知といい得る可能性がなくはないこと等の考察を導いた。周知のように、2009年11月に公表された新和解案では、我が国の著作権者の大半がクラスから除外されている。そのため、同訴訟をめぐる世上の議論は沈静化しつつあるが、規模の程度こそ違え今後も同国のクラスアクションに我が国の著作権者が巻き込まれる可能性はあるため、この種の考察を深めておく意義があることを指摘して報告は終了した。

2日目の第1報告として、比良友佳理氏より、「国境を越えた間接侵害の共同不法行為に関する国際裁判管轄—データ伝送方式事件—」というタイトルで報告がなされた。本報告は、日本法に基づく特許権に対して米国内で行われた間接侵害行為につき、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められると判じた東京地判平成19年11月28日〔データ伝送方式〕を取り扱った。本判決は、国際裁判管轄の判断枠組みについては従来の判例の立場である修正逆推知説を採用した上で、被告の普通裁判籍及び主観的併合に基づく国際裁判管轄は否定しつつ、不法行為地管轄に基づく国際裁判管轄を肯定している。報告ではこれらの管轄原因ごとに、裁判例の流れや学説と照らし合わせながら本判決の位置付けを検討した。また、報告者は、本判決では明示的に触れられてはいないものの、準拠法選択も争点の一つになり得ると考え、特に最判平成14年9月26日〔FM信号復調装置Ⅱ上告審〕との関係で本判決をいかに理解すべきかという点についても検討を行った。質疑応答では、いわゆる属地主義の解釈について議論が交わされた他、国際裁判管轄に関しては改正の動き等、近時の動向について情報提供が行われた。

2日目の第2報告として、Heinz Godder教授より、「Contributory Patent Infringement, Extraterritoriality and Exhaustion — The European German Viewpoint」というタイトルで報告がなされた。同報告は、ドイツの間接侵害について、発明の本質的な部分を具現する部品等に関して、受取手のところで特許製品を実施するのに適したものであるということを行為者が知悉

している場合に間接侵害の成立を定めるドイツ特許法10条の位置付けを明らかにした。直接侵害を定めるドイツ特許法9条においては国内で特許製品の取引に関する申し出が行われれば、当該取引がドイツ以外の国同士の間におけるものであってもドイツ特許権の直接侵害となると解されていることを指摘しながら、要件の立証に困難がつきまとうドイツ特許法10条は実際には、外国で特許製品が実施される場合にのみ事実上、適用されるに止まっていることを紹介するとともに、直接侵害とそれに対する共同行為の捕捉で十分に特許権者の保護を図ることができる以上、ドイツ特許法10条のような規定を他国が導入しようとするには消極的な意見が表明された。

質疑応答では、日本法の状況との対比が行われるとともに、中国や台湾等の立法の動きについても情報提供がなされ、活発な討論が行われた。

以上のように、今回のシンポジウムは、国境を越える知的財産権紛争に関して、比較法的観点からも活発な議論がなされ、大きな意義を有するものになった。また、2日間にわたって、名古屋大学大学院法学研究科の横溝大教授、筑波大学大学院図書館情報メディア研究科の村井麻衣子専任講師に参加して頂き、貴重な意見や情報を提供して頂いた。ここに記して感謝申し上げる次第である。

2010年2月台湾出張レポート

劉 曉 倩

(北海道大学大学院法学研究科
グローバルCOE研究員)

2010年2月5日(金)・6日(土)、台湾中央研究院法律学研究所・清華大学科技法律研究所劉孔中教授の招聘により、本学大学院法学研究科田村善之教授が台湾中央研究院および国立台湾大学にて開催された国際シンポジウム「The Enforcement of Patents-Comparing the Asian, European and American Experiences-」に日本側代表報告者として参加した。同シンポジウムは、ドイツMax Planck 知的財産法・競争法・税法研究所、シンガポール知的財産学院、国立台湾大学法律学院、台湾中央研究院法律学研究所事務局との共催によるものである。台湾、中国、香港、日本、韓国、シンガポール、インド、タイ、フィリピン、マレーシア、ドイツ、オーストラリアから35名の知的財産法を専門とする研究者および実務家が参加した。

田村教授は、論文「The Enforcement of Patent Rights in Japan-Need to Redefine the Roles of the Judicial and Administrative Actors-」(鈴木將文・名古屋大学教授と共著)を基に、日本における特許のエンフォースメントの状況について報告を行った。田村教授はまず、現在の日本の特許制度においては、当然無効の抗弁を認めたキルビー最判と、無効の抗弁を導入した2004年改正による特許法104条の3によって、特許付与後に特許要件を判断する場面が、侵害訴訟と無効審判の二本立てとなっており、両者間での判断の重複や齟齬が起こるダブル・トラック問題が生じているとした。その上で、2003年に付与後異議申立制度が廃止されたものの、無効審判の請求件数にはその前後で質的な変化はなく、ゆえに付与後異議により取り消されていた瑕疵ある特許の分量が、現在では特許を否定されることなく生き長らえていると指摘した。同報告は、特許政策のポリシー・レバーの理論を紹介するとともに、同理論の提唱する産業分野毎に非容易推考性のバーを上下させるという発想の実現は、産業分野毎に区分すると、取り扱う件数が極めて限定される裁判所における質的なコントロールによる方策で

は達成困難であり、大量の出願を審査により処理する経験を有する特許庁の量的コントロールによらざるを得ないという認識の下、特許庁が為す特許要件に関する判断を裁判所が為すものに対して優位に置くべき旨主張する。ゆえに、ダブル・トラック問題の解決策としては、侵害訴訟における無効の抗弁に、キルビー抗弁と同様の明白性の要件を付加すべきことを提唱する。他方、登録件数に比して、かつての付与後異議や無効審判、侵害訴訟の件数には文字通り桁違いの差異がある。同報告は、この差異が7、8割方の特許は世の中において何の重要度も有していないことを示しているとの仮説に立ったうえで、すべての瑕疵のある特許をつぶすことに多大な労力をかける必要はないとする合理的無視の理論を紹介し、何が争うに足りる重要な特許であるかという、特許庁に不足しがちな情報を公衆の行動から明らかにするために、付与後異議申立制度を活用すべきであることを提唱する。そして、無効審判件数が廃止前の付与後異議申立件数に及ばない理由が、無効審判よりも低廉かつ期間の制約のある異議申立手続が存在していたことにより、自らは当該特許にかかる発明を利用するか否かわからない状態でも競業者は付与後異議の申立を促されていたところに原因があるのではと推測した。その上で、かかる取扱いによって付与後異議申立制度は、争うに足りる重要な特許を、自身は大きな利益を感じていないかもしれない者に争わせるという外部性を発揮していたと結論付け、同制度の再度の導入を提唱した。

すべての報告者のプレゼンテーションの後、ディスカッションがコメントを付し、議論が盛んに行われた。なお、今回の国際シンポジウムの成果は最終的にカントリー・レポートとしてKluwer Law Internationalが出版するMax Planck Seriesという叢書に掲載される予定である。

また、2010年2月7日(日)に、田村教授は、台湾智慧財産培訓学院(TIPA: Taiwan Intellectual Property Training Academy)のプログラムリーダーである国立台湾大学法律学院院長蔡明誠教授の招聘により、TIPAの知財実務家講師育成コースの学生を対象として、「特許法における発明の『本質的部分』という発想の意義—均等論、発明者の認定、間接侵害、消尽を題材に—」というタイトルで講演を行った。

その講演の要旨は以下の通りである。「ポールスプライン最判は、均等

の要件として被疑侵害物件においてクレームと異なる部分が『特許発明の本質的部分』ではないことを掲げている。また、2002年の特許法改正で導入された多機能型間接侵害の要件の一つである『発明による課題の解決に不可欠なもの』（＝不可欠要件）に関しても、『特許発明の本質的部分』と同様の要件であるとする理解が流布している。さらに、修理と再生問題についても、インカートリッジ知財高判は、特許製品が効用を終了した場合（第1類型）であるか、もしくは、『特許発明の本質的部分』を構成する部材が加工交換された場合（第2類型）のいずれかに属すれば、消尽は否定され、特許権侵害となる旨を説いた。同判決の抽象論自体は、その上告審により、一般的に通用する力は失ったと考えられるが、しかし、最判といえども、具体的な当てはめのところで『本件発明の本質的部分』を再び充足させる行為がなされていることを侵害の成否の際に斟酌していることに変わりはない。そして、発明者の認定の場面でも、解決すべき課題とその解決手段をもって発明の特徴的部分を抽出し、当該特徴部分を作成した者をして発明者とする裁判例が主流を占めている。このように、特許法の各種場面において、本質的部分という統一的な判断基準を用いることを目指すのが最近の裁判例や学説の一つの傾向であるといえようが、本報告は、場面毎に取扱いを違えることを提唱した。具体的には、均等論の場面では、明細書に応用可能性の広い解決原理を呈示させるインセンティブを担保するためには、明細書に記載された技術的思想と解されるところの本質的部分という基準を以て特許権の保護の範囲を画することに意味があり、同様の理由から発明者の認定の際にも本質的部分を基準とすることを肯定することができる。しかし、他方で、取引の安全を保護する消尽理論の趣旨や直接実施に結びつく行為の抑止を目的とする間接侵害の制度の趣旨に鑑みると、このような技術的思想をメルクマールとすることは疑問であり、個別の制度の趣旨に即して、むしろ技術的思想とは無関係に被疑侵害物件に着目した基準を用いることが望まれよう。」（日本工業所有権法学会年報32号45～90頁（2009年）に掲載された論文を参照）。

同講演では、本拠点の元 COE 研究員・現元貞聯合法律事務所（台湾・台北市）の趙珮怡弁護士による丁寧な逐次通訳が行なわれた。これにより、学生の関心がかなり集中していたように思われる。講演後、学生から高度な質問が為され、深遠な討論が行われた。

最後に、今回の台湾出張で我々を親切にもてなしてくださった中央研究院法律学研究所劉孔中教授、清華大学科技法律研究所の関係者、および平素より大変お世話になっている台湾大学法律学院謝銘洋教授、蔡明誠教授、黄銘傑教授、そして元貞聯合法律事務所の趙珮怡弁護士に厚く感謝の意を申し上げたい。

知的財産法国際シンポジウム・レポート

安藤和宏

(北海道大学大学院法学研究科特任教授)

2010年2月13日(土)・14日(日)、知的財産法国際シンポジウム「現代知的財産法における新しい空間、新しいアクター及び制度論的転回 (New Spaces, New Actors and The Institutional Turn in Contemporary Intellectual Property Law)」(九州大学大学院法学府国際プログラム博士課程(LL.D.)主催、北海道大学大学院法学研究科グローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」及び九州大学法政学会共催)が九州大学にて開催された。

本シンポジウムは、基調講演をオーストラリア国立大学のピーター・ドラホス教授と本学の田村善之教授が担当し、その後、セッション1として「デジタル著作権」、セッション2として「医薬特許」、セッション3として「知的財産法の国際私法的側面」をテーマにして、世界各国から著名な研究者を招いて、質の高い報告と活発なディスカッションがなされた。以下では、本シンポジウムの概要をまとめる。

第1日目の基調講演では、ドラホス教授が「The Patent Social Contract and the Duties of the Patent Office」というタイトルで、特許社会契約(patent social contract)をテーマにした報告を行った。本報告では、全世界的に特許庁が特許出願人をクライアント化し、出願料や更新料を主要な収入源とするビジネス・モデルを採用していると現状を分析する。その上で、特許社会契約論に基づくと、特許庁の真のクライアントは特許出願人ではなく、公衆であるべきとして、特許庁が公衆に対して負う義務を履行しているかを検証することの重要性を指摘する。そして、結論として、特許庁に対して、特許における社会契約を履行させるために公衆の視点に立った規制改革が必要であると締め括った。

続いて、田村教授は「Conceptual Fallacies behind the Idea of an Area without Protection of Intellectual Works」というタイトルで基調講演を行った。本報

告では、これまで知的財産権の保護を受けていなかった知的成果物に対して、権利を及ぼすべきという主張がなされている現状を紹介する。そうした現状に対して、知的財産法やその政策は人の行動を制約する「連結点(connecting point)」と呼ばれる人の行動パターンに焦点を当てなければならず、知的成果物のあらゆる利用に対して保護を及ぼす必要はないと指摘する。そして、結論として、政策決定のプロセスとして市場、立法、行政、司法の役割分担の重要性を強調し、パッシング・オフとデッド・コピー規制の考察を通して、市場指向型アプローチのメリットを論じて、報告を締め括った。

セッション1「デジタル著作権」では、トマス・ヘーレン(ミュンスター大学)が「Collecting Societies and Cultural Diversity in the Music Sector」と題して、音楽分野における著作権管理団体と文化の多様性について、ブラニスラフ・ハズハ(北海道大学)が「Copyright Protection and New Technologies」と題して、著作権保護と新しい技術との関係をテーマに、小島立(九州大学)が「Copyright and Freedom of Expression」と題して著作権と表現の自由をテーマに、ツェン・ツォング(九州大学)が「On the Limitations of a “Dual System” Approach to IPRs」と題して、中国において行政機関と裁判所との二重体制(dual system)が著作権保護にどのような影響を与えてきたかに焦点を当てた報告が行われた。

続くセッション2「医薬特許」では、ピーター・ユー(ドレイク・ロースタール)が「The Global Intellectual Property Order and Its Undetermined Future」と題して、TRIPS体制が作り出した知的財産権を巡る先進国と開発途上国との対立は、中国のような高い収益体質の国が両陣営の交差点(crossover point)に近づくことによって、今後の知的財産権体制にとって大きな意味を持つと指摘する。シャムナード・バシアー(西ベンガル国立法科大学)は「Pharmaceutical Patent Enforcement in India」と題して、インドにおける特許訴訟の現状を紹介し、複雑な特許訴訟事件では仮処分命令を廃止すべきという提言を行った。ナリ・リー(マックスプランク・ミュンヘン知的財産法センター、本学法学研究科客員准教授)は「Pharmaceutical Innovation and Patent Law and Policy Making – Focusing on Patent Term Extension Debates in Japan and in Europe」と題して、有効成分・効能・効

果を同じくする医薬品について先行処分が存在するにもかかわらず存続期間の延長を認めた日本の裁判例である「放出制御組成物事件」を取り上げ、政策選択という観点から医薬品の存続期間延長の是非について論じた。チョンティチャ・サエ・リム（九州大学）は、「Pharmaceutical Patent Pools: A Solution to Innovation and Consumers' Access?」と題して、バイオテクノロジーや医薬品産業においても、パテント・プールが有効に機能することを指摘した報告を行った。

最後のセッション3「知的財産法の国際私法的側面」では、ジャック・ドゥウエラ（ジュネーヴ大学）が「Avoiding the Pitfalls of State Court Litigation of International Intellectual Property Disputes」と題して、ペドロ・デ・ミゲル・アセンシオ（マドリード・コンプルテンセ大学）が「The Networked Information Society」と題して、ロン・チュワン・チェン（国立台北大学）が「Judicial Practice and Legislative Development of Taiwan's Private International Law of Intellectual Property Rights」と題して、パウリウス・ユルシス（九州大学）が「The Role of the Territoriality Principle in Modern Intellectual Property Regimes」と題した報告を行った。本稿では紙幅の関係で、本学のハズハ助教と小島立准教授の報告をここで紹介する。

ハズハ助教は「Copyright Protection and New Technologies」というタイトルで報告を行った。本報告では、技術革新と著作権法との関係を歴史的観点から分析を行い、ISP等の技術提供者の役割が変化していることを指摘する。その上で、DRM（デジタル・ライツ・マネージメント）のような新しい技術保護手段を用いて、ユーザーに合理的な条件で多様な著作物にアクセスを提供する方がユーザーによるインターネット上の違法行為を防ぐための多くの法改正よりも、著作権法の遵守という点ではるかに大きな影響があると指摘する。

小島立准教授は「Copyright and Freedom of Expression」というタイトルで報告を行った。報告者は、著作権と表現の自由を文化政策と媒介者の観点から考察し、著作権制度は文化政策の包括的な枠組みにおいて位置付けるべきこと、そして制度上の比較分析を通じて、よりよく理解されことを指摘した。そして、文化活動への補助金や助成金との比較を通じて、著作権法の長所や短所が明らかになると指摘する。さらにデジタル・ネットワー

ク技術が急速に発展する現代社会の下では、図書館やGoogle、集中管理団体等のような、権利者と利用者の上に位置する媒介者の位置付けを正確に行う必要があると締め括る。

最後にシンポジウムの総括コメントとして、ドラホス教授が次のように本シンポジウムを総括した。「本シンポジウムでは、包括的なテーマが多様な観点から多様な方法をもって講演者から報告された。知的財産法のあり方に対しては、さまざまな規制アプローチがあり、それぞれその役割や重要性、適用範囲は異なっている。個々の規制アプローチは、創造性や技術革新のレベルと合わさって、社会の性格を形作るものである。知的財産保護のレベルが強すぎる社会というのは、しばしば低い創造性と技術革新によって特徴付けられるが、他人の知的成果物の模倣や借用を一定程度許容する社会というのは、活気があり、創造性に優れ、革新的であるといえる。どのタイプの社会を選択するかは、各国が決定する権利を持つが、全体的な社会的便益が社会的費用を上回る後者のタイプが望ましいといえよう。」

以上のように、今回のシンポジウムは、知的財産法の現代的問題に関し、さまざまな観点から活発な議論がなされ、大きな意義を有するものになった。また、2日間にわたって、名古屋大学大学院法学研究科の横溝大教授、近畿大学法科大学院の浅野有紀教授をはじめとして、内外から多くの研究者に参加して頂き、貴重な意見や情報を提供して頂いた。ここに記して感謝申し上げる次第である。